

農薬販売業務自主点検表

- この農薬販売業務自主点検表は、農薬取締法の観点から販売者自らが農薬販売業務を適切に行っているか確認できるように作成しました。この点検表により定期的に確認を行い、販売業務に活用してください。
なお、毒物・劇物に該当する農薬を扱われる販売所にあつては、農薬取締法その他、毒物及び劇物取締法等関係法令により規制されておりますので、ご注意ください。
- 点検時期については任意ですが、法人で代表者が変更されることが多い年度初め頃、農薬の取扱量の多い時期及び10月頃（農薬の最終有効年月が10月に設定されている場合が多い）などを重点に点検を行いましょう。

※点検した項目(□印)にチェックを入れる。

点検年月日： 年 月 日

点検項目		内 容	対 応
届 出	1 販売者の届出	<input type="checkbox"/> 届出事項(届出者住所・氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)、販売所の所在地・名称)に変更が生じた日から2週間以内に届出を行いましたか。また、販売所を廃止(店舗での農薬の取扱廃止を含む)した日から2週間以内に届出を行いましたか。	期限内に新潟県病害虫防除所(以下、防除所という)に届出(変更届又は廃止届)を行う。
		<input type="checkbox"/> 販売所を増設(新たに販売所を開設、又は既存店舗で新たに農薬の販売を開始)した日から2週間以内に届出を行いましたか。	期限内に防除所に開始届出を行う。
	2 「農薬販売届受理通知書」の保管	<input type="checkbox"/> 届出のある販売所ごとに防除所が発行した「農薬販売届受理通知書」は店頭に掲示する等、適切に保管されていますか。	紛失、破損・汚損等の場合は、防除所に連絡し、農薬販売届受理通知書の再交付を受ける。
販 売 所	1 無登録農薬の販売	<input type="checkbox"/> 登録農薬及び特定農薬(特定防除資材)以外の農薬を販売していませんか。また、倉庫等に無登録農薬はありませんか。	防除所に連絡する。
	2 販売禁止農薬の販売	<input type="checkbox"/> 販売が禁止されている農薬を販売していませんか。また、倉庫等に販売禁止農薬はありませんか。	
	3 虚偽宣伝等の禁止(販売所が行う宣伝)	<input type="checkbox"/> チラシやPOP等で、農薬の有効成分含有量やその効果に関して購入者に虚偽あるいは誤解を与えるような表示や説明をしていませんか。 <input type="checkbox"/> 農薬でない除草剤や衛生・不快害虫用薬剤、農薬登録のない石灰窒素(肥料用)等を農薬と誤認させるような表示や説明をしていませんか。	適切な表示や説明を行う。
	4 食料品との分離	<input type="checkbox"/> 食品(ペット用の餌を含む)に隣接して農薬を陳列していませんか。	破袋等による農薬の飛散や流失等による事故に備え、農薬は食品の近くには置かない。
	5 農薬と他の商品との分離	<input type="checkbox"/> 農薬でない商品(衛生・不快害虫用薬剤等)が農薬と誤認されて農耕地や農作物に使用されることがないように、明確に区分されていますか。	陳列場所を離す、棚を分ける、表示をする等、明確に区分する。
	6 有効期限切れ農薬	<input type="checkbox"/> 有効期限の切れた農薬を陳列・販売(無償譲渡を含む)していませんか。	陳列棚から撤去、区分保管し、販売しないよう努める。また、仕入先への返品等、適切に処分する。
帳 簿	帳簿の備え付けと記帳	<input type="checkbox"/> 販売所ごとに帳簿(電磁的記録を含む)を備え付け、これに農薬の種類(品名・規格)別に譲受数量及び譲渡数量を記載していますか。また、店舗(自家)使用、店舗間の転送、転受があつた場合、これらについても記載していますか。	帳簿を備え、農薬の種類(品名・規格)別に記載する。
		<input type="checkbox"/> 水質汚濁性農薬に指定されている農薬(シマジン剤)の取扱いがある場合、譲受数量及び譲渡先(住所・氏名)別譲渡数量を記載していますか。	譲渡先(住所・氏名)別に譲渡数量を記載する。
		<input type="checkbox"/> 農薬にも肥料にも該当するもの(農薬登録のある石灰窒素等のいわゆる農薬肥料)や特定農薬(食酢など)の取扱いがある場合、これらについても帳簿に記載していますか。 <input type="checkbox"/> おまけ品付きの農薬(5Lボトルにおまけ品500mlボトルを付けたセット商品等)の取扱いがある場合、おまけ品も帳簿に記載していますか。	取扱いがある場合は、これらも帳簿に記載する。 おまけ品付き商品の場合は、おまけ品も帳簿に記載する。
		<input type="checkbox"/> 帳簿は日別記載になっていますか。	仕入れ、販売等があつた日ごとに記載する。
		<input type="checkbox"/> 棚卸等で実在庫数と帳簿上の在庫数が一致しているか定期的に確認していますか。	帳簿在庫数と実在庫数との整合性を定期的に確認する。
		<input type="checkbox"/> 帳簿は定められた期間(最終の記載の日から3年間、毒劇物に該当する農薬については5年間)保管していますか(電磁的記録を含む)。	誤廃棄防止のため専用帳簿とし、法定期間保存する。
保 管	1 盗難防止	<input type="checkbox"/> 農薬の保管場所(倉庫等)では施錠等、盗難を防止するための措置がとられていますか(毒劇物に該当しない農薬を含む)。	施錠する。
	2 他の商品との区分保管	<input type="checkbox"/> 他の商品(食品、衛生害虫、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤等)と区分して保管していますか。	陳列・保管場所を分ける、商品コンテナに混在させない、食品(ペットの餌を含む)の近くには置かない。
	3 品質保持	<input type="checkbox"/> 直射日光が当たらない安定した場所で保管していますか。	直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所で保管する。
農薬でない除草剤の取扱いがある場合		<input type="checkbox"/> 公衆の見やすい場所(陳列場所)に、「農薬として使用することができない」旨の表示をしていますか。	表示を行う。
		<input type="checkbox"/> 農薬登録のある除草剤とは明確に区分・陳列していますか。	陳列場所を離す、棚を分ける等、明確に区分し陳列する。
		<input type="checkbox"/> 「登録農薬と同じ有効成分を含む」、「登録農薬と同じ効果」など、農薬と誤認されるようなPOP表示等や説明をしていませんか。	誤認される恐れのある表示や説明はしない。
		<input type="checkbox"/> 販売する時に農薬として使用できない(農耕地に使用できない)旨を説明していますか。	説明するよう努める。